

中川・綾瀬川等が特定都市河川
に指定されたことに伴い

2025年
7月から



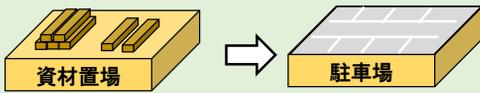
三郷市キャラクター かいちゃん&つぶちゃん

雨水浸透阻害行為の許可 が必要となります！

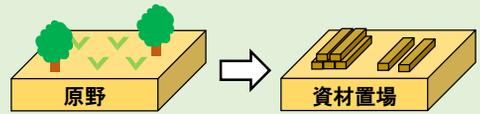
対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

① 土地の舗装、ローラー等による締め固め

資材置場(未舗装)→駐車場

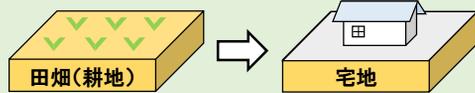


原野→資材置場(未舗装)



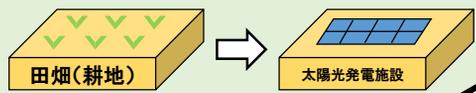
② 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする
ために行う土地の形質の変更

田畑(耕地)→宅地



③ 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」
の設置

田畑(耕地)→太陽光発電施設等



開発事業の事前協議

がある場合

- ★雨水貯留施設等の設計時に必要対策量について比較検討する必要があります。
- ★分譲住宅の開発の際にも、雨水貯留施設等の設置が必要な場合があります。

農地転用許可

がある場合

- ★農地転用許可申請に際し、雨水浸透阻害行為との調整が必要となります。
- ★駐車場・資材置場への転用行為にも雨水貯留施設等の設置が必要な場合があります。

① 「雨水浸透阻害行為の許可」とは

特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川流域に指定されると、**流域内の宅地等※1**以外の土地で行う**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等以外の土地を宅地等にする行為や土地の締固めなど）には、**県知事等の許可**が必要になります。

許可に際しては、技術基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置**が必要となります。

※1 「宅地等とは、宅地・池沼・水路・ため池・道路・その他（鉄道線路及び飛行場）を総称します。

② 「開発事業の事前協議申請※2」と「雨水浸透阻害行為の許可申請」について

※2 「三郷市開発事業等の手続等に関する条例」（以下「条例」）に基づく手続き

開発事業の事前協議による「**雨水流出抑制施設**」と雨水浸透阻害行為も許可による「**雨水貯留浸透施設**」は兼ねることができ、**以下のイメージのように手続きを行います。**

条例が適用される場合（500㎡以上）
〈共同住宅、倉庫の建築行為等〉
〈宅地分譲等〉※3

特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」）
が適用される場合（1,000㎡以上）
⇒**条例の対象でない場合も適用あり**※4

法と条例の両方が対象となる雨水浸透阻害行為
必要対策量を比較し、大きい方を採用し対策工事を計画する。

条例に基づく必要対策量を算出
（500㎡/ha）

法に基づく必要対策量を算出
最大600㎡/ha程度（申請毎に算定）

事前協議の**協議締結**までに、雨水浸透貯留量の検討・決定

開発行為許可

雨水浸透阻害行為許可

（※3）宅地分譲の計画でも雨水貯留施設が必要な場合があります。

（※4）建築行為が無い場合でも、許可が必要な場合があります。

詳細は順次
公開予定

③ 「雨水浸透阻害行為の許可申請」と「農地転用許可申請」について

農地転用許可に際して、雨水浸透阻害行為の許可見込みとなっている必要となります。

【お問い合わせ先】

◆特定都市河川及び雨水浸透阻害行為の許可等に関すること

・・・建設部 河川課 治水管理係

TEL 048-930-7735

◆開発事業等の手続等に関する条例に関すること

・・・まちづくり推進部 開発指導課 開発指導係

TEL 048-930-7742

◆農地転用に関すること

・・・農業委員会事務局

TEL 048-930-7820

◆三郷市HP（特定都市河川について）

<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/kensetsu/kasen/2/10272.html>

